

令和4年度 第2回下野市空家等対策協議会 会議録

	令和5年3月13日(月)午後2時30分～午後3時30分
開催場所	下野市役所2階 201会議室
出席者	小菅委員、小池委員、高山委員、長田委員(会長) 川俣委員(副会長)、鶴見委員、川田委員、坂村委員
欠席委員	なし
傍聴者	なし
	<p>次第</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 会長あいさつ</li> <li>3. 議題             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 意見の集約結果について</li> <li>(2) 第二期下野市空家等対策計画(最終案)について</li> <li>(3) 今後の進め方について</li> </ol> </li> <li>4. その他</li> <li>5. 閉会</li> </ol> <p>(事務局) ○開会</p> <p>(事務局) 資料確認</p> <p>長田会長 ○会長あいさつ 年度末のお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日は第2回目の協議会ということで、第二期下野市空家等対策計画の最終案をご確認いただき、内容を固めていければと思います。本日もよろしくお願いたします。</p> <p>(事務局) なお、下野市空家等対策協議会設置条例第6条第2項の規定に基づき、委員の過半数である5名以上の出席で会議成立。 また、下野市審議会等の設置運営要綱の規定に基づき、議事録は発言した委員名も含め、ホームページで公開する。</p> <p>長田会長 議事録署名人選任 名簿No.3番 高山委員 名簿No.7番 鶴見委員</p>

長田会長	○議題1【意見の集約結果について】 議題1について、事務局より説明をお願いします。
(事務局)	下野市空家等対策協議会の役割について(資料1)について説明
長田会長	関連があるため、議題2についても引き続き説明をお願いします。
(事務局)	(2)第二期下野市空家等対策計画(最終案)について(資料2)について説明
長田会長	事務局から説明があった空家等実態調査の結果について、委員の皆様からご質問やご意見等はあるか。
小菅委員	空き家バンクについて、令和4年までは調整区域の空家は対象としていなかったのか?
(事務局)	空き家バンクの制度導入時は調整区域の建物も対象としていたが、令和2年度から令和4年度については、調整区域の建物を対象外とし、市街化区域にある空家のみを対象としていた。都市計画課対象事業のため経緯は不明。令和5年度からは調整区域の建物も対象にするよう変更予定。
長田会長	1ページ、産業振興計画について記載しているが、計画策定年度当を入れたほうが良いと思う。
(事務局)	産業振興計画について、令和2年から令和6年を計画年度とする令和元年度策定のものが最新となっているため、その旨を表記する。
長田会長	10ページ、表中の「担当部署」と「相談窓口」は一緒なのか?一緒であれば併記でなくて、括弧書き等の方が良いのでは?
(事務局)	意味合いは一緒であるが、市民目線だと「相談窓口」の方が分かりやすいと思うので、相談窓口(担当部署)と表記する。
小菅委員	16ページ、4-4空家に係る跡地の利用において、(2)を削除すると(1)のみが残ることになるが、(1)として表記したままとするのか?

(事務局)	他の項目で括弧書きとしており、政策の数もわかりやすいと思うので、そのまま(1)の表記としたい。
長田会長	12 ページ、(2)で「空き店舗活用事業」とは「空き店舗活用事業奨励金」、「空家等を活用した居場所づくり事業」とは「空家等を活用した分野を限定しない居場所づくり」を指すのか？ もしそうなら、他の施策と勘違いされないためにも表記を統一した方がよいのでは？
(事務局)	お見込みのとおり。ほかの事業と混同することがないように、表記を統一する。
長田会長	12 ページ、空き家バンクの実績についてだが、表を見比べて登録件数から契約件数を差し引いた件数が、現在の件数ということによいのか？
(事務局)	基本的にはその考え方で間違いはないが、登録したが、途中で登録を取り下げるといったことが無いとは限らないため、必ずしも差し引いた数が現在の件数であるとは言い切れない。
鶴見委員	6 ページ、分布図が小さすぎるため、少し大きくしてほしい。
(事務局)	できるかぎり見やすいサイズにする。 ただし、大きくしすぎると個人宅が特定されかねないので、その点に留意したうえで善処したい。
川俣委員	12、13 ページ、各取り組みが 17 ページの参考資料にある関係法令や要綱・要領のどれと関連があるのかを記載すれば、もっとわかりやすくなるのではないか？
(事務局)	空きスペースを活用して、わかりやすく追記します。
鶴見委員	計画期間は5年と決まっているのか？また、計画は適宜見直しを行うとされているが、どのように見直しを行うのか？

(事務局)	他の市町でも5年としているところが多く見受けられる。計画の見直しについては、空家に関連する法令が改正され、計画が現行法令に見合わない等の場合に、空家等対策協議会に諮って改正の手続きを進めることとなる。
川俣委員	計画の表紙に計画期間を入れたほうが良いのでは？総合計画には入っていたかと思うが…。
(事務局)	計画期間について記載することとします。
長田会長	○議題3【今後の進め方について】 議題3について事務局より説明をお願いします。
(事務局)	今後の進め方について（資料3）について説明
長田会長	○その他
(事務局)	追加で1点説明。 5月の固定資産税通知に空家に関するチラシを同封し発送する。
長田会長	本日の議事は全て終了したので、進行を事務局にお返しする。
(事務局)	以上で本日の会議は終了とする。  ○閉会